

犬・猫の譲渡実施要綱

大阪市動物管理センター

令和4年2月改正

犬・猫の譲渡実施要綱

(目的)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、以下「動物法」という。）

及び大阪市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第46号）第10条の規定に基づき、犬・猫の譲渡（以下、単に「譲渡」という。）を推進することにより保管動物にできるだけ生存の機会を与える、市民の動物愛護精神の高揚及び動物の適正な飼養管理の普及啓発を図ることとする。

(実施者)

第2条 譲渡の実施は、大阪市動物管理センター所長（以下「センター所長」という。）が行う。

(対象動物)

第3条 譲渡される動物（以下「対象動物」という。）は、本市が引取り、捕獲又は収容し、かつ処分されることとなった犬・猫のうち、「動物の選定基準」（別表1）に適合したものとする。

(対象者)

第4条 譲渡を受ける対象となる者（以下「対象者」という。）は、センター所長に申込みをしなければならない。

2 前項の申込みをする者は、次に掲げる選定基準に適合しなければならない。

一 自ら飼養することを目的として譲渡を受ける者は対象者の選定基準（別表2）の個人の欄に掲げる基準

二 個人飼養者に対する譲渡の斡旋を行うことを目的として譲渡を受ける団体又は個人（以下「団体等」という。）は別表2の団体等の欄に掲げる基準

(申込方法)

第5条 対象者は、「動物の譲渡希望者申込書」（様式第1号の1又は2）に「対象者の基準チェック表」（様式第2号の1、2又は3）を添付し、センター所長に申込みをしなければならない。

(譲渡前の調査)

第6条 センター所長は、前条に基づく申込みを行った者（以下「申込者」という。）に対し、必要に応じ、飼養場所等の確認のため、譲渡前調査を行うものとする。

(通知)

第7条 センター所長は、第5条の申込者が第4条第2項各号に定める基準に適合し、さらに前条に基づく譲渡前調査を行った結果、飼養に問題がないと判断した場合は、第4条第2項第1号に適合したものを個人希望者として、第4条第2項第2号に適合したものを

協力団体等として名簿に記載し、その旨を申込者に通知する。なお、適合しない者については、理由を付して、その旨を通知する。

- 2 個人希望者として申込みできる者は、1世帯に付き1人までとする。
- 3 第1項の有効期間は、個人希望者については、通知日から3カ月を経過した日又は動物の譲渡を受けた日までのいずれか早い方までとし、協力団体等については、通知後1年間とする。

(実施場所及び実施日等の指定)

第8条 譲渡の実施場所は、大阪市動物管理センターとする。

- 2 譲渡の実施日、対象動物及び対象者は次表のとおりとする。

名称	実施日	対象動物	対象者
ワンニヤン教室	毎週水曜日 (ただし、祝日及び年末年始の閉庁日にあたる日を除く。)	犬及び猫	個人希望者
臨時譲渡会	土、日曜日、祝日のうちセンター所長が定める日	犬及び猫	個人希望者
団体等への譲渡	随時(ただし、祝日及び年末年始の閉庁日にあたる日を除く。)	犬及び猫	協力団体等

(動物の譲渡)

第9条 個人希望者又は協力団体等が譲渡を受けようとする場合には、あらかじめ対面により動物を選定し、センター所長に「譲渡申込み及び誓約書」(様式第3号の1、2又は3)を提出しなければならない。

(譲渡を受けた者の遵守事項)

第10条 譲渡を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 個人希望者については、対象者(個人の欄)の遵守事項(別表3)
- 二 協力団体等については、対象者(団体等の欄)の遵守事項(別表3)

(譲渡後の調査)

第11条 センター所長は、譲渡を受けた者に対し、必要に応じ飼養状況等の確認のため、譲渡後調査を行うものとする。

(指導)

第12条 センター所長は、個人希望者及び協力団体等が第10条の遵守事項を遵守していないと認めるときは、その者に対して指導することができる。

(申込みの取消し等)

第13条 個人希望者及び協力団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、センター所長は

名簿から削除し、動物の返還及びその他必要な措置をとることができる。

- 一 虚偽その他不正の手段により譲渡を受けようとした又は譲渡を受けたとき。
- 二 動物を適正に飼養できないことが明らかになったとき。
- 三 第12条の規定に基づく指導に従わなかつたとき。
- 四 その他、本市動物愛護管理事業に支障をきたす行為を行つたとき。

(大阪府との連携)

第14条 センター所長は大阪府が実施する譲渡事業への仲介等を行うことができる。

(施行の細目)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、センター所長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用するものとする。

この要綱は、平成25年7月1日から適用するものとする。

この要綱は、平成26年2月3日から適用するものとする。

この要綱は、平成29年4月1日から適用するものとする。

この要綱は、令和元年5月1日から適用するものとする。

この要綱は、令和3年4月1日から適用するものとする。

この要綱は、令和4年2月10日から適用するものとする。

別表 1

動物の選定基準

- 1 離乳済みであり、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができる
- 2 原則、視診、触診等により、健康と判断されるもの。その他、センター所長が譲渡に適すると判断するもの
- 3 攻撃性がないもの。また、社交性、支配性、警戒心等を観察し、人及び社会に順応性があると判断されるもの
- 4 当該動物に係る関係法令により飼養、保管、運搬、譲渡について規制等がないこと

※ 上記のほか、必要に応じてセンター所長が定めることとする。

別表 2

対象者の選定基準

個人 (犬希望者向け)	1 大阪府内（以下「府内」という。）在住であること。
	2 成人で終生飼養できること。ただし、66 歳以上の場合は、65 歳以下の成人で、動物の飼養に責任がもてる者がいること。
	3 動物を適正に飼養するための必要な費用を負担できること。
	4 飼養にあたり同居者全員の同意が得られていること。
	5 日常的に家人が不在とならないこと、また動物が飼養できない場所への転居の予定がないこと。
	6 同居者に動物の飼養により健康を害する恐れがある者がいないこと。
	7 飼養場所が集合住宅もしくは借家の場合は、動物の飼養が承認されていることを、規約等の文書で提出できること。
	8 対象者（個人の欄）の遵守事項（別表 3）の内容を理解し遵守できること。
	9 原則として、実施者が指定する場所及び日時に対象動物との対面による確認及び引取りができること。
	10 動物を適正に飼養するための知識を有していること。
	11 上記のほか、センター所長が必要と認める要件を満たしていること。
個人 (猫希望者向け)	1 成人で終生飼養できること。ただし、66 歳以上の場合は、65 歳以下の成人で、動物の飼養に責任がもてる者がいること。
	2 動物を適正に飼養するための必要な費用を負担できること。
	3 動物が飼養できない場所への転居の予定がないこと。
	4 飼養にあたり同居者全員の同意が得られていること。
	5 同居者に動物の飼養により健康を害する恐れがある者がいないこと。
	6 飼養場所が集合住宅もしくは借家の場合は、動物の飼養が承認されていることを、規約等の文書で提出できること。
	7 対象者（団体等の欄）の遵守事項の内容を理解し遵守できること。
	8 原則として、実施者が指定する場所及び日時に対象動物との対面による確認及び引取りができること。
	9 動物を適正に飼養するための知識を有していること。
	10 上記のほか、センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

団 体 等	<p>1 団体等の所在地及び動物の飼養場所は、府内に存在し、その代表者は府内に在住する成人であること。ただし、次の各号すべてに該当する場合は、その限りではない。</p> <p>(1) 団体等の活動拠点(連絡窓口・支部等)及び動物の飼養場所が府内に存在すること。</p> <p>(2) その活動拠点の責任者は、府内に在住する成人であること。</p> <p>(3) その活動拠点の責任者は、センター所長が当該団体等に対して実施する譲渡活動について、すべての任に当たること。</p> <p>2 動物を適正に一時飼養でき、多頭飼育、鳴き声、糞尿等で苦情の原因とならないこと。</p> <p>3 動物の愛護及び管理に関する法律及び環境省令で定める第二種動物取扱業の届け出等、譲渡活動に係る法令を遵守していること。</p> <p>4 団体の場合は、規約、役員名簿、活動計画及び報告書、動物の飼養場所の図面、一時飼養会員名簿を提出できること。</p> <p>5 個人の場合は、活動計画及び報告書、動物の飼養場所の図面を提出できること。</p>
-------------	--

別表3

対象者の遵守事項

個人 (犬希望者向け)	<ol style="list-style-type: none"> 1 営利又はこれに類する目的に利用しないこと。 2 譲渡に関わる講習等を受講すること。 3 未登録及び未注射犬を譲り受けた場合は、速やかに飼い犬登録・狂犬病予防注射を受けて報告すること。また、鑑札と済票を犬に装着すること。 4 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例、大阪市動物の愛護及び管理に関する条例及びその他の関係法令を遵守し、他人に迷惑をかけないこと。 5 譲渡後1年以内の適切な時期に不妊・去勢手術を受けさせ、実施状況を報告すること。 6 譲渡された動物は、終生飼養に努めること。 7 譲渡後6ヵ月から1年以内に動物の状況等について実施者へ報告するとともに実施者の立入調査には進んで協力すること。 8 譲渡された動物の死亡、飼養場所の移転、やむを得ない事情で飼養者を変更する場合は、必ず実施者に連絡すること。 9 譲渡された動物に病気、問題行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が発生した場合も、実施者に対して一切責任を問わないこと。また、治療等に要した費用についても一切実施者に請求しないこと。
個人 (猫希望者向け)	<ol style="list-style-type: none"> 1 営利又はこれに類する目的に利用しないこと。 2 譲渡に関わる講習等を受講すること。 3 譲り受けた動物は速やかに動物病院にて健康診断を行うとともに日々の健康管理に努めること。 4 大阪府動物の愛護及び管理に関する条例、大阪市動物の愛護及び管理に関する条例及びその他の関係法令を遵守し、他人に迷惑をかけないこと。 5 譲渡後 1 年以内の適切な時期に不妊・去勢手術を受けさせ、実施状況を報告すること。 6 所有者明示を行うとともに室内飼育等にて終生飼養に努めること。 7 譲渡後 6 カ月から 1 年以内に動物の状況等について実施者へ報告するとともに実施者の立入調査には進んで協力すること。 8 譲渡された動物の死亡、飼養場所の移転、やむを得ない事情で飼養者を変更する場合は、必ず実施者に連絡すること。 9 譲渡された動物に病気、問題行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が発生した場合も、実施者に対して一切責任を問わないこと。また、治療等に要した費用についても一切実施者に請求しないこと。

団 体 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 営利又はそれに類する目的に使用しないこと。 2 未登録及び未注射犬を譲り受けた場合は、速やかに飼い犬登録・狂犬病予防注射を受けて報告すること。また、鑑札と済票を犬に装着すること。 3 団体等の代表者又は活動拠点の責任者及び一時飼養会員は、センター所長が実施する講習会を受講すること。 4 不妊去勢手術や雌雄を分けて飼養するなど、確実な繁殖防止に努めること。 5 別表2の「個人（犬希望者向け）」及び「個人（猫希望者向け）」の基準を満たさない者への譲渡を行わないこと。ただし、協力団体等が飼育環境の調査を行い譲渡する場合は、大阪府外在住の者も対象とする。また、他の団体等への再譲渡を行わないこと。譲渡後は、「譲渡報告書」（様式第6号）をセンター所長に提出すること。 6 6ヶ月毎にセンター所長へ「飼養状況報告書」（様式第7号の1, 2, 3又は4）により、飼養動物の数を報告すること。 7 大阪府並びに大阪市から、犬・猫を譲り受けている協力団体等であることを名刺・ホームページ等で広報しないこと。また、募金・物資の援助等の手段に用いないこと。 8 実施者から知り得た動物の情報を、譲渡活動の目的以外で他の団体や個人に提供しないこと。 9 関係法令を遵守するとともに、センター所長が実施する調査及び事業等に協力すること。 10 実施者の立ち入り調査等には進んで協力すること。 11 やむを得ず飼養ができなくなった場合は、責任をもって次の飼い主を探すこと。 12 譲渡された動物の死亡、飼養場所の移転、やむを得ない事情で飼養者を変更する場合は、必ず実施者に連絡すること。 13 譲渡された動物に病気、問題行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が発生した場合も、実施者に対して一切責任を問わないこと。 14 譲渡後の飼い犬登録、狂犬病予防注射、治療等に要した費用については、一切実施者に請求しないこと。 15 上記のほか、譲渡実施場所内においては、次の事項を遵守すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設への無断立入や無許可撮影、指定された出入り口以外からの出入り等をしないこと。 (2) 職員の施設管理上の指示を遵守すること。 (3) 放棄希望で来所した者と動物の個別取引をする等、センター所長が行う事業に相反する行動をとらないこと。 (4) 他の団体等を批判、誹謗中傷するような行為をしないこと。 (5) その他、センター所長との信頼関係を損なうと認められるような行為をしないこと。
-------------	---